

平成 26 年 11 月 25 日

厚生労働省 健康局  
新村和哉局長 殿

公益財団法人 日本対がん協会  
会長 垣添 忠生  
公益財団法人 結核予防会  
理事長 工藤 翔二  
公益財団法人 予防医学事業中央会  
理事長 河合 忠  
全国厚生農業協同組合連合会  
会長 加倉井 豊邦  
公益社団法人 日本診療放射線技師会  
会長 中澤 靖夫

## X線検診車での胃透視・乳房撮影時における医師立会いの不要化に関する要望

私ども 5 団体は、創設以来それぞれ、僻地・離島などの無医地区を含め全国津々浦々において、公衆衛生の向上と国民の健康保持を目的として疾病の早期発見と予防的治療を推進するために、巡回検診車による集団健診の実施、及び診療放射線技術の向上や医療安全の推進、診療放射線技師の資質向上に積極的に取り組んでおります。

さて、本年 6 月、第 186 回通常国会において、かねてより私ども 5 団体が要望しておりました「診療放射線技師法」第 26 条が改正されました。

ご高承のように、これは昨年放射線診療科医師等による厚労科学特別研究「健康診断におけるエックス線照射の安全性に関する研究」班での検証の結果、「検診車で胸部 X 線撮影を行う場合に、医師又は歯科医師の立ち会いを求めなくても、安全性の担保は十分に可能」という結論を得たため、これを社会保障審議会医療部会に提言、了承を経て、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案」の中に診療放射線技師の業務範囲の見直しの一つとして位置づけられ、成立しました。

今回の法改正は、私どもにとりましては 63 年ぶりに一步を踏み出していただいた朗報で、誠にありがたい結果でした。しかしながら、今回の法改正は「胸部 X 線撮影を行う場合」に限られており、胃の透視撮影や乳房撮影時における医師の立会い問題については未だ結論が出ておりません。

法改正の基となりました先の研究班の提言には、胃透視撮影や乳房撮影を検討範囲から除外したのは「医行為に関連する手技等の評価を行う必要があり、本研究での評価は困難」であるためと記されています。実際に問題視されているのは、胃の透視撮影に関して、バリウムや発泡剤、下剤投与に係る「医行為」を看護師ないし診療放射線技師が代行できる

かどうかの評価であり、乳房撮影に関しては、国の「がん検診に関する指針」で40歳以上の対象者にマンモグラフィと視触診を併用した検診を、2年に1回受診することが推奨されているためです。

胸部に限らず、胃透視や乳房X線撮影時の立会いのための医師の確保は現実的に困難を極めており、また、技術の進歩と精度管理の向上が図られてきた中で撮影と読影が効率的に分離できているにもかかわらず、貴重な医療資源である医師を不要不急の現場に縛りつけておくことの方が社会的には問題ではないかと言うほかございません。

本年9月18日、第9回「がん検診のあり方に関する検討会」が開催され、乳がん検診がテーマにされました。そこでの議論では、視触診の有効性に関するエビデンスが不十分で、医師の個人差も多く視触診が適正に行なわれるための精度管理が出来ない状況では実施すべきでない、併用について見直す方向で検討が進められております。また、議論の中ではもう一つ、超音波検査の有効性についての実証的検証であるJ-STARTの結果が近くまとまれば、年齢ごとの特性に沿ってマンモグラフィか、超音波検査かを推奨していくという検討もされると伺いました。

私どもといたしましては、この検討会において、マンモグラフィか超音波検査かを問わず、視触診との併用を推奨しないという結論が出ましたら、早期に厚労科学特別研究班を立ち上げ、検診車による胸部検診時と同様、医師の包括的管理、緊急時の連絡体制の整備や精度管理等が十分に行われる条件下で医師の立会いは不要という検証作業に着手し、その提言に基づく改正を省令で行っていただきたく、要望いたします。

また、胃がん検診についても次回から検討が始まるようですが、こちらにつきましても同様に、できるだけ早期に厚労科学特別研究班を立ち上げていただきたく、要望いたします。加えて、肺がん検診用のX線CT検診車の導入も進んでおり、この問題についても今後ご検討いただけますようお願い申し上げます。

なお、ご高承のことと存じますが、医師の立会い問題は昨年、関東管区行政評価局における「規制の簡素合理化に関する調査」対象に取り上げられ、「昭和26年当時の放射線技術の水準に基づいた規制を、技術の進歩に応じたものに見直せないか」という見解が示されました。また、本年10月14日に経団連から「2014年度経団連規制改革要望」が発表され、その中でも「健康・医療」分野の冒頭に「診療放射線技師の検査機器使用時における医師立会いの不要化」として取り上げられ、「胸部エックス線検査と同様に、胃部エックス線、マンモグラフィ、コンピュータ断層撮影装置や画像診断装置等を用いた検査においても、現状、診療放射線技師が的確に運用しており、医師立会いがなくても運用上十分な安全配慮がなされている」という要望理由が示されています。